

和歌山県子供の貧困対策推進計画（令和4年度～令和8年度）の概要

1章 計画の基本姿勢

1 計画の趣旨

全ての子供が心身ともに健やかに育成される環境の整備と教育の機会均等を図るため、取り組むべき施策の基本的な方向を示す

2 計画の位置づけ

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第9条第1項に基づく県計画

3 計画の基本方針

貧困の世代間連鎖を断ち切り、県民一人一人が輝きをもって生きていける社会の実現を目指すとともに、和歌山県の将来を支える積極的な人材育成策として推進する

4 計画期間

令和4年度から令和8年度までの5年間

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（平成26年1月施行、令和元年6月改正）

8条 政府は、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、子どもの貧困対策に関する大綱を定めなければならない。（大綱：平成26年8月閣議決定、令和元年11月閣議決定（改正））

9条 都道府県は、大綱を勘案して、当該都道府県における子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努めるものとする。

2章 和歌山県の現状と課題

生活保護世帯の子供、ひとり親家庭の子供、児童養護施設に入所している子供等を中心に、本県の現状を把握し課題を整理

1 子供の貧困率と和歌山の現状

○子供の貧困率（平成30年全国値）13.5%（旧基準） ➤ 下降傾向

○和歌山県の現状

- ・子供数 約13万人 子供のいる世帯数 約7万世帯（令和2年）
- ・大学等進学率51.5%、高等学校等卒業後就職率22.0%（令和元年度卒業）

2 生活保護世帯の子供

- ・877人（令和2年度）
- ・大学等進学率10.9%、高等学校等卒業後就職率56.5%（令和元年度卒業）

3 社会的養護を受けている子供

- ・398人（令和3年3月）
- ・大学等進学率12.5%、高等学校等卒業後就職率75.0%（令和元年度卒業）

4 ひとり親家庭の子供

- ・児童扶養手当受給者数約9千人（令和2年度）
- ・大学等進学率41.9%（平成28年全国値）

5 「和歌山県子供の生活実態調査（平成30年度）」の結果

- ・経済的に厳しい世帯ほど、学校の授業がいつもわかると回答した子供の割合が低い。
- ・経済的に厳しい世帯ほど、子供、保護者共に「健康状態がよい」と回答する割合が低い。

6 新型コロナウイルス感染症の影響 ※全国調査結果

- ・収入が低い世帯ほど、「世帯全体の収入」について「減った」と回答した割合が高い。
- ・収入が低い世帯の子供ほど「学校の授業がわからないと感じること」について「増えた」と回答した割合が高い。

3章 施策の基本的方向と指標 ・ 4章 具体的施策

和歌山県が今後推進すべき施策について4つの方向に分類し、子供の貧困対策を総合的に推進する

1 施策の基本的方向

(1) 教育の支援

経済状況にかかわらず、学ぶ意欲と能力のあるすべての子供が質の高い教育を受けることができるよう学習機会を保障

【具体的施策】子どもの居場所づくり推進事業、和歌山県大学生等進学支援 など

(2) 生活の安定に資するための支援

保護者の相談対応事業を充実するとともに、子供と社会との交流の機会の提供、子供の希望や適性に応じた進路相談のもとでの進学や就職など、生活の支援に取り組む

【具体的施策】和歌山子供食堂支援、ひとり親家庭訪問支援事業 など

(3) 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

生活の安定はもちろん、多様で柔軟な働き方による子供と接する時間の確保、働く親の姿を見て子供が労働の価値や意味を学ぶことなどにつながる保護者の就労支援の充実を図る

【具体的施策】母子家庭等就業・自立支援センター、生活困窮者等への就労支援 など

(4) 経済的支援

生活保護や各種手当など金銭の給付や貸与等を組み合わせた支援や、養育費の確保支援など、世帯の生活を下支え

【具体的施策】養育費確保支援、3子以上世帯向けの経済的支援 など

2 子供の貧困に関する指標 > 34指標を設定

大学等進学率（生活保護世帯・児童養護施設の子供）、子供食堂運営件数、子どもの居場所数、養育費を受け取っていない子供の割合 など

5章 独自施策

貧困の連鎖を断ち切るため、前回の計画策定後に新たに実施・拡充した主な施策及び今回の改定にあたり新たに実施する施策

- ・和歌山子供食堂支援（令和2、4年度拡充）
- ・ひとり親家庭訪問支援（令和2年度新規）
- ・子どもの居場所づくり推進（令和2年度拡充）
- ・養育費確保支援（令和4年度新規） など

6章 計画の推進と今後の取組

1 計画の進行管理

毎年事業実施状況を確認し、指標を県HPで公表

2 今後の取組

県内の子供がいる世帯の状況や子供への影響などについて調査・分析を実施するとともに、国や他自治体の調査研究成果等を注視し、必要に応じ計画や施策の見直しを行う